

岐阜労働局発表
平成25年12月26日(木)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 松野 明広
	主任監察監督官 松原 川史
	電話 058-245-8102

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況

—重点監督を実施した86.7%の事業場に法令違反—

—1か月の時間外・休日労働 80時間超え39.8%、100時間超え19.3%—

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、平成25年9月に、県内7労働基準監督署（以下「監督署」という。）において過重労働重点監督を行い、今般、その状況を取りまとめました。

1 過重労働重点監督の結果

平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に実施した過重労働重点監督（以下「重点監督」という。）の結果は、次のとおりです。（詳細は別紙1）

重点監督の結果の概要

- | | | |
|-----|---|----------------------|
| (1) | 重点監督を実施した事業場数 | 83 事業場 |
| (2) | 違反状況 | |
| | <u>72 事業場（全体の86.7%）において何らかの労働基準関係法令違反</u> | |
| | （上記（1）のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場） | |
| ① | <u>違法な時間外労働があったもの</u> | <u>41 事業場（49.4%）</u> |
| ② | <u>賃金不払残業があったもの</u> | <u>24 事業場（28.9%）</u> |
| ③ | 過重労働による健康障害防止措置が
実施されていなかったもの | 1 事業場（1.2%） |

- (3) 健康障害防止に係る指導状況
 (上記 (1) のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場)
- | | |
|------------------------------|----------------|
| ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なもの | 36 事業場 (43.4%) |
| ② 労働時間の把握方法が不適切なもの | 12 事業場 (14.5%) |
- (4) 重点監督において把握した実態
 重点監督時に把握した 1 か月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績
- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① <u>80 時間超え</u> | <u>33 事業場 (39.8%)</u> |
| ② <u>①のうち 100 時間超え</u> | <u>16 事業場 (19.3%)</u> |

このほかにも、労働者からの申告（労働基準法第 104 条に基づいて監督署に違反の事実を申し立てるもの）を受け、岐阜労働局では、県内 7 監督署において、「過重労働重点監督月間」中に、26 事業場に対し、申告監督を実施しています。（詳細は別紙 2）

重点監督及び申告監督において是正勧告等を行った、違反・問題等の主な事例は、次のとおりです。

違反・問題等の主な事例

【事例 1】パソコンのログ記録から賃金不払残業が判明し、監督署が賃金不払残業の解消を図るための対策を指導した事例

賃金不払残業があるとの情報を受け、監督署が調査を行ったところ、出勤簿に記録された労働時間と労働者が使用するパソコンのログ記録との間に大幅な乖離が認められたため、時間外手当の不足額を支払うよう是正勧告書を交付するとともに、経営トップによる決意表明、社内巡視による実態把握、賃金不払残業の撲滅宣言、企業内教育等、賃金不払残業の解消を図るための対策を徹底するよう指導した事例。

【事例 2】電子メールの送信履歴、防犯カメラの記録を分析調査した結果、月 65 時間を超える時間外労働が判明した事例

タイムカードで労働時間を記録した上、割増賃金を支払っていた事業場において、監督署が電子メールの送信履歴、防犯カメラの記録等を分析調査した結果、タイムカードに記録された労働時間以外に就労し、最も長い者で月 65 時間を超

える時間外労働をしていた事実が確認されたことから、不払いとなっていた時間外手当を支払うよう是正勧告書を交付した事例。

【事例3】時間外労働の自己申告制を採用し、時間外手当を定額払いしている事業場でパソコンのログ記録から賃金不払残業が判明した事例

タイムカードで労働時間を記録するとともに、出勤簿で時間外労働時間を自己申告し、1か月30時間分の時間外手当を定額払いとしていた事業場において、監督署が労働者が使用するパソコンのログ記録を解析したところ、出勤簿で自己申告された労働時間との間に大幅な乖離が認められ、時間外労働が定額払い分の1か月30時間を超えていたことから、賃金不払残業で是正勧告書を交付した事例。

2 これまで及び今後の対応

上記1の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認及び指導を行います。

それでもなお、法違反を是正しない事業場については、司法処分を含めた厳正な態度で臨むこととしています。(司法処分とされた場合は、企業名等が公表されることがあります。)

今後とも、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、監督指導をしっかりと行っていきます。

別 紙

別紙 1 「過重労働重点監督月間」における「重点監督」の実施状況

別紙 2 「過重労働重点監督月間」における「申告監督」の実施状況等

「過重労働重点監督月間」における「重点監督」の実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 「重点監督」の実施状況

「過重労働重点監督月間」中、83 事業場に対して重点監督を実施し、このうち 72 事業場（86.7%）で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 41 事業場（49.4%）、賃金不払残業があったものが 24 事業場（28.9%）でした。（詳細は表 1）

表 1 「重点監督」の実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数	何らかの労働基 準関係法令違反 があった事業場 数	違反事項		
				労働時間 (注 1)	賃金不払残業 (注 2)	健康障害防止 対策 (注 3)
合計		83 (100.0%)	72 (86.7%)	41 (49.4%)	24 (28.9%)	1 (1.2%)
主な業種	製造業	50 (60.2%)	47	29	12	1
	建設業	5 (6.0%)	4	1	1	0
	運輸交通業	2 (2.4%)	2	1	0	0
	貨物取扱業	1 (1.2%)	1	1	0	0
	商業	14 (16.9%)	11	5	9	0
	金融・広告業	2 (2.4%)	1	1	0	0
	保健衛生業	2 (2.4%)	1	1	0	0
	接客娯楽業	3 (3.6%)	2	2	1	0
	その他の事業	4 (4.8%)	3	0	1	0

(注 1) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上しています。

(注 2) 労働基準法第 37 条 (割増賃金) 違反のうち、賃金不払残業の件数を計上しています [計算誤り等は含みません。]。

(注 3) 労働安全衛生法第 18 条違反 [労働安全衛生規則第 22 条 (衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。) 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上しています。

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

○ 過重労働による健康障害防止のための指導状況

「過重労働重点監督」を実施した 83 事業場のうち 36 事業場に対し、長時間労働を行った労働者に医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導しました。（詳細は表 2）

表2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	面接指導等の実施に係る体制の整備等（注4）
36	15	20	12

（注1）指導事項は、重複があり得ます。

（注2）2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上しています。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上しています。

（注4）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上しています。

○ 労働時間適正把握に係る指導

「過重労働重点監督」を実施した83事業場のうち12事業場に対し、労働時間の管理が不適切であったため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導しました。（詳細は表3）

表3 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録（基準2（1））	自己申告制による場合			管理者の責務（基準2（5））	労使協議組織の活用（基準2（6））
		自己申告制の説明（基準2（3）ア）	実態調査の実施（基準2（3）イ）	適正な申告の阻害要因の排除（基準2（3）ウ）		
12	5	3	5	3	1	0

（注1）指導事項は、重複があり得ます。

（注2）各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示しています。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

「過重労働重点監督」実施時に時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、33事業場（39.8%）において時間外・休日労働時間が1月80時間を超えており、このうち16事業場（19.3%）において1月100時間を超えていました。（詳細は表4）

表4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

把握していない	時間外労働なし	1月当たり45時間以下	1月当たり45時間超え80時間以下	1月当たり80時間超え100時間以下	1月当たり100時間超え
2	4	26	20	17	16

「過重労働重点監督月間」における「申告監督」の実施状況等

○ 申告監督の実施状況

重点監督以外に「過重労働重点監督月間」中、26事業場に申告監督を実施し、このうち17事業場（65.4%）で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

業種	事項	申告監督 実施事業場数 (注1)	何らかの労働 基準関係法令 違反があった 事業場数	違反事項			
				労働時間 (注2)	割増賃金 (注3)	賃金不払 (注4)	解雇 (注5)
合計		26	17 (65.4%)	1 (3.8%)	4 (15.4%)	8 (30.8%)	1 (3.8%)
	製造業	8	6	0	1	2	1
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0	0	0
	運輸交通業	1	1	0	0	1	0
	貨物取扱業	0	0	0	0	0	0
	農林業	0	0	0	0	0	0
	畜産・水産業	0	0	0	0	0	0
	商業	1	1	0	1	0	0
	金融・広告業	1	0	0	0	1	0
	映画・演劇業	0	0	0	0	0	0
	通信業	0	0	0	0	0	0
	教育・研究業	0	0	0	0	0	0
	保健衛生業	3	2	1	1	2	0
	接客娯楽業	5	3	0	0	2	0
	清掃・と畜業	0	0	0	0	0	0
	官公署	0	0	0	0	0	0
	その他の事業	7	4	0	1	0	0

(注1) 9月に申告監督を実施した事業場数であり、申告受理件数の内数ではありません。

(注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上しています。

(注3) 労働基準法第37条（割増賃金）違反を計上しています。

(注4) 労働基準法第24条及び最低賃金法第4条違反件数を計上しています。

(注5) 労働基準法第19条違反〔解雇してはならない期間（業務上疾病の療養中等）に解雇したもの。〕及び労働基準法第20条違反〔解雇するに当たり、少なくとも30日以上前に予告をしていないものや、予告期間が30日に満たない場合で解雇予告手当を支払っていないもの。〕を計上しています。

参考資料

資料 1 リーフレット「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」

資料 2 リーフレット「働く人が活躍しやすい職場環境を目指して」